

# 手話でのテレビ電話相談 始まりました

問い合わせ 障害福祉課 ☎09152・FAX 01999

手話を必要とする人が、自宅からでも相談（市役所の手続きや日常の困りごとなど）ができるよう、テレビ電話による相談を始めました。手話相談員と手話相談補助員が対応します。

## ■利用方法

次のアプリケーションで利用できます。

持っている機器	アプリケーション	接続方法
・iPhone (アイフォーン) ・iPad (アイパッド)	FaceTime (フェイスタイム)	☎080-6343-5681
・スマートフォン ・パソコン	Skype (スカイプ)	スカイプ名 「障害福祉課 廿日市」 を検索してください

※スカイプは事前にインストールして、アカウント登録を済ませ、利用できる状態にしてください



## ■対応時間

月～金曜日（祝日、年末年始除く）8:45～17:00

※接客中や外出などで、すぐに対応できないことがあります  
※利用状況により、画像がゆっくりになることがあります

# 市民カードの交付を 終了しました

問い合わせ 市民課 ☎09135

証明書自動交付機は9月に稼働を終了します。このため、交付機を使用する際に必要となる市民カードの交付を、3月末で終了しました。

すでに市民カードを持っている人で、印鑑登録をした人は、引き続き市民カードが印鑑登録証となりますので、大切に保管し、窓口で印鑑登録証明書を申請するときは、必ず持参してください。また、これから新たに印鑑登録をする人には、**印鑑登録証**を交付します。

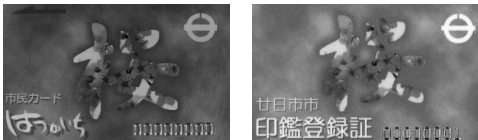
## ■便利なコンビニ交付サービスの利用を

コンビニ交付サービスを行っています。個人番号

カードの利用者用電子証明書を利用して、全国のコンビニエンスストアなどで住民票の写しなどの証明書が取得できます。

この機会に、個人番号カードの交付申請をおすすめします。申請の相談や受け付けは、市役所1階市民課や各支所でも行っています。

※申請から交付までに1カ月程度かかります



市民カード（ピンク色） 印鑑登録証（緑色） ※旧印鑑登録証または市民カードから印鑑登録証への引き替えは不可です

# 入院時の費用負担 が見直されました

問い合わせ 保険課 国保年金係 ☎09159 …①  
医療係 ☎09160 …②

## ①入院時の食費

入院したときの食費は、1食あたりの定められた標準負担額を自己負担します。

4月1日(日)からこの標準負担額が、次のとおり変更されました。

### ■入院時1食あたりの食費

	平成30年 3月まで	平成30年 4月から
住民税課税世帯	360円	460円

※住民税非課税世帯、指定難病、小児慢性特定疾患の患者は変更ありません  
※詳しくは現在加入している医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合）にお問い合わせください

## ②医療療養病床に入院時の居住費

65歳以上の方が医療療養病床に入院したときは、食費と居住費として、定められた標準負担額を自己負担します。4月1日(日)からこのうちの居住費が、次のとおり変更されました。

### ■医療療養病床に入院時1日あたりの居住費

	平成30年 3月まで	平成30年 4月から
医療の必要性が低い人	370円	370円
医療の必要性が高い人	200円	370円

※指定難病の人、老齢年金受給者は、引き続き負担はありません

平成30年4月から

# 国民健康保険制度が変わります ～都道府県と市町村が共同で運営することに～

ここでは、制度が変わることにより、皆さんにどのような影響があるかなどを紹介します。

問い合わせ 保険課 ☎09159

## よくある質問

# Q & A

**Q1** どうして共同運営するの？

**A** 国民健康保険は、「加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い」、「所得水準が低く、保険料（税）の負担が重い」、「財政基盤が弱く制度運営が困難な市町村もある」といった**構造的課題**があります。

このため、制度を将来にわたり守り続けるため、**都道府県が財政運営の責任主体**となり、**市町村と共同運営**することで、**安定的な財政運営**を目指します。これにより、急激な保険料（税）の上昇が起これにくくなります。

**Q2** 被保険者証はどうなるの？

**A** 8月1日の更新分から、次の点が変わります。  
①様式が県内で統一され、**被保険者証に「広島県」と記載**します。  
②更新時期が県内で統一され、**8月1日が更新日**となります。  
③70歳以上の人に交付されている**高齢受給者証と被保険者証を1枚**にします。

**Q3** 保険料（税）はどうなるの？

**A** 都道府県が示す標準保険料率などを参考に、市町村が保険料（税）率を定め、保険料（税）を賦課・徴収することになります。

被保険者の皆さんの**負担の公平性を確保**するため、広島県では、平成36年度をめぐりに「**同じ所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同じ保険料（税）**」になることを目指すこととしています。

**Q4** 廿日市市の保険税は？

**A** 保険税の急激な変動が起これないよう、国から激変緩和措置が講じられ、国保の基金を活用することにより、廿日市市の**平成30年度の国保税率は、据え置き**とします。

## 国民健康保険の窓口

国民健康保険の窓口は、**引き続き市町村**で変わりありません。

また、被保険者の皆さんが制度の見直しに際して、新たに手続きをする必要はありません。

**現行**  
市町村が個別に管理

**改革後**  
都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割

8月1日からの新被保険者証のイメージ